

建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会（第四分科会）

平成22年9月14日（火曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	磯 飛 清 君	副委員長	室 井 俊 吾 君
委員	植 木 弘 行 君	委員	関 谷 暢 之 君
委員	平 山 啓 子 君	委員	君 島 一 郎 君
委員	若 松 東 征 君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

上下水道部長	江 連 彰 君	水道管理課長	薄 井 正 行 君
水道管理課長 補 佐	郡 司 悟 君	水道管理課 経 営 係 長	宇 都 野 淳 君
水道管理課 企 画 係 長	高 橋 力 君	水道施設課長	高 久 敏 雄 君
水道施設課長 補 佐	大 西 悟 君	水道施設課 水 道 建 設 係 長	大 木 基 君
水道施設課 給 水 係 長	高 野 彰 君	下水道課長	舟 岡 誠 君
下水道課長 補 佐	久 利 生 元 君	下水道課 普 及 係 長	稲 垣 昭 三 郎 君
下水道課 管 理 係 長	相 葉 秀 隆 君	下水道課 施 設 係 長	峰 岸 紀 夫 君

出席議会事務局職員

書記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
〔上下水道部〕
・上下水道部長あいさつ
〔水道管理課・水道施設課〕

決算審査

- ・認定第 12号 平成 21 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

〔下水道課〕

- ・議案第 55号 平成 22 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 2号）
- ・議案第 60号 平成 22 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）
- ・議案第 61号 平成 22 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）

決算審査

- ・認定第 1号 平成 21 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6号 平成 21 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 7号 平成 21 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

4 . その他

5 . 散 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

磯飛委員長 改めましておはようございます。

本日招集となりました建設水道常任委員会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に付託されました案件は、補正予算案件が3件、その他の案件1件の計4件であります。また、決算審査特別委員会に付託されました案件の中で、当分科会で審査をする案件、決算認定案件5件については、随時、決算審査特別委員会（第4分科会）に切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行にご協力をお願いいたしたいと思います。また、担当部局におきましては、今般、16日に水道施設事務事業の視察ということで、西那須野地区の千本松浄水場内にある配水池、新築されました配水池の行政視察を行うことを申し上げたところ、工事の進行が順調に進んでいる中、本来であれば配水池内に水を張り、流す作業がもう既に始まっているところ、当委員会の視察に合わせまして水の配水を延期して配水池内の視察を見学できるという特断のご配慮をいただきまして、まことにありがとうございます。

我々もめったに見られない施設、絶好の機会に恵まれたと感じております。そのような視察をもとに今後、安全・安心の水を市民に供給できるよう、我々も勉強し、さらなる担当部局においては管理面においてしっかりと管理運営をされることをお伝えしたいところでございます。

16日には、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、あいさつといたしまして、審議に移させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

水道管理課・水道施設課の審査

磯飛委員長 それでは、これより3の審査事項に入りますが、まずは、上下水道部長のごあいさつをお願いいたしたいと思います。

よろしくお願ひします。

江連上下水道部長（挨拶。）

磯飛委員長 ありがとうございます。

それでは、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえ水道管理課、水道施設課の審査を行います。

認定第12号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長（認定第12号の説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、確認の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 まず1つは、留保資金、21年度末でどのくらいあるか、ちょっと教えていただきたいのが1つです。

2点目は、この会計といいますか、水道のほう一本化してきましたよね。一般会計からの利息償還分も繰り入れるというのは、通常、企業会計の分ですと、簡易水道に該当するので、企業会計の場合には該当してこなくなってしまうんですけど

も、これが入ってくるというのは、過去の分の借入れ、簡易水道料金の借り入れる分に対して入ってくるのかどうかという確認が2つ目です。

それと、起債を起こしているもので、昭和60年前後のころに借りているのはほとんど5%超えている利息なんですけれども、利息で払っているのが多いのが600万、500万という利息だけで払っている金額もあるんですが、これを繰り上げて利息の高いものを繰り上げするという考えがあるのかどうか3点目。

それとあと、建設改良費の中で、不足分について、留保資金の過年度分と当年度分と両方入れているんですけれども、こちら貸借対照表のほうを見せてもらおうと、多分、金額的には当年度分の留保資金を、100%充てても間に合うと思うのですが、過年度分をあえて入れている理由というのは、何か特別あるのかなという部分をちょっとお聞きしたいのですが。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 最初に、留保資金でございますけれども、ちょっとお待ちください、過年度の留保資金については、全部、20年度末までのものは、全部償還に充ててしまいましたので、20年度末はないので、21年度の留保資金になるのですけれども、それについては、16億9,810万7,738円でしたね。そうですね、過年度がゼロで21年度に積立金、それから、多々ありますけれども、内部留保資金の合計としましては、16億9,810万7,738円ということですね。

それから、一般会計からの繰り入れですが、委員さん、お話のとおり、過年度の部分で、特別会計のときに経理していたものが、まだ、償還が残っていますね。そういうものが、一般会計から繰り入れということでございます。

それから起債についてはですね、起債の繰上償

還については、国のほうが、それについていいですよというのがないとなかなかあれなんで、今のところ考えてはいないです。

それから、過年度分を充てて、現年度分の留保資金を充てないというのは、一応、順繰り、過年度分の留保資金を充てて、で、足らなければ現年度分を充てて、現年度というか、そうですね、それで、現年度末の21年度分ではなくて20年度分ですね、を充てて、19年度分を全部充てて、それでも足らなければ20年度分も充てて、で、それでも足らなければ建設積立金から充てるというふうにして、21年度はまだ、承認いただかないと使えないですから、そういうことで、21年度分は、先ほど説明しましたように、積立金とそれから、減債の積立金と建設改良の積み立てのほうに充てるということで、21年度の剰余金といいますか、それについてはこういうことで、今回、ご提案しました。

まず、10億9,000何がしの不足している金額については、当年度分の消費税と地方消費税、これらの調整額をまず最初に充てまして、次に、過年度分の留保資金をまず先に充てるんですけれども、過年度分については、19年度の損益勘定留保資金と20年度の損益勘定留保資金から20年度は、資本的支出で充当した金額を除いた20年度の実質的な留保資金と言いますかね、それと合計した金額、19年度にまだ留保資金がありましたから、19年度の留保資金と20年度の損益勘定留保資金、それからそれらを合わせた金額が1億1,355万5,546円なんです。そこから21年度中に増減しましたので、21年中に、損益の留保資金の中で増減しましたので、増減が8,943円、減額になりましたので、その金額を引いた1億1,346万6,503円をまず充てまして、そして、そのほか当年度分の、当年度分というのは21年度ですね、21年度の損益勘定留保資

金、6億8,494万8,578円、これは、減価償却費と資産減耗費、それから減価償却費が6億7,000万何がしと、それから、資産減耗費が676万465円、それから、繰延勘定償却が776万3,882円、これらを合計した6億8,494万8,578円、これを充てて、さらに足りない分を建設改良費から取り崩しをしたということでございます。

磯飛委員長 宇都野経営係長。

宇都野経営係長 今の課長のご説明に補足させていただきます。

君島委員さんからのご質問の当年度分の損益勘定留保資金、昨年度、ほとんど使い切っているのではないかと、そうなりますと、ことし、過年度分の内部留保資金が発生するというのは、どういったことでしょうかというお話が入っていると、私は、今、先ほど理解したのですが、これは、特別会計が今年度新たに発生しましたので、その分の過年度分の留保資金が積み上がっていたということでご理解いただきたいと思うんです。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。もう一つ確認させてもらいたいのですが、この留保資金関係で、減価償却がありますよね。で、二、三年前に減価償却の最終的な残存価格の部分について、1円まで残存価格でいいですよという形で減価償却の部分のあれが変わりましたよね。これはもう改正されたやつで減価償却しているのかどうかということ。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 改正後に設定しました。

磯飛委員長 ほかに。

関谷委員。

関谷委員 企業債関係でですね、今のと若干かわっているんですけども、本年度、昨年、20年度よりも半分まではいかないですけども、約4億ぐらい元金が償還分が少なかったと思うのです

けれども、こちら、起債の一覧は、企業債の一覧はありますので、わかるのですけれども、終わった部分がどのくらいあったのか。

それから、この利息の部分なんですが、こちらは、償還期間の中で、据え置き期間とか、利息だけ発生している元金の償還は、後ほどなんでしょうけれども、その辺がどういう条件になっているか。もちろん、最近のもの形で結構です。

で、それとあわせてですね、布設がえの部分で、建設改良のほうで10年間、おおむね10年間の計画の中でやっていくと。で、総額150億くらいというようなことが以前議会のほうでも大まかな概算ですね、事業費として示されていると思うのですけれども、この辺で、それらの事業を今回のような水道施設は除いて、その管の部分の改良工事ということで、起債総額が完了した時点です、およそどのくらいの総額になって、償還額が年間どのくらいにならされていくというようなイメージをお持ちかを伺いたいと思います。

それに関連するんですけども、有収率が本年度80.26でしたか、というものが、いろいろな事故等が那須塩原の場合は、発覚してということがありますけれども、有収率に関して、総体的な話として、どのくらいの有収率を事業完了とともに目指していて、他市との比較的な話でですね、どのくらいの有収率であれば健全許容範囲というか、そういう部分になるのかと、その辺もあわせて伺えればと思います。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 まず、償還の関係なんですけれども、20年度については、繰上償還がありましたので、21年度よりは大きくなっているということでございます。

あと、利息の据え置きが5年間で、5年後から償還が始まるということでございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 利息も据え置きですか。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 1年度だけ、当該年度だけ据え置きです。

失礼しました、翌年から利息が発生します。

それと、布設がえの工事関係については、ちょっと、どのくらいの事業費がかかるかは、施設のほうで。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 先ほど、10年間と言われたのは28年度が水道事業基本計画の最終年度ということで、老朽管の更新もやっております。いろいろ水道事業基本計画にのっているものが網羅して、3月の議会の中で、料金の統一をすると、そのときに投資する額が22年から28年で162億9,569万2,000円という額で要求がされて議決をいただいたと思います。

そのときの起債の、28年度末での残高、これらについて、資料として議員さんのほうにもお渡ししたかと思いますが、財政収支の計画表、お渡ししたかと思いますが、28年度末で約120億、起債残高。

それから、地方債、企業債の、あくまでも計画ですので、その辺はお含みおきいただきたいと思うのですが、28年度の中での、これは単年度ですけれども、28年度で起債の元金が4億9,200万。

それから、利子ですね、その部分が3億1,100万、端数はありますけれども、100万単位で切り捨てさせていただくと、そういったことで計画を策定してございます。

元金の返還といいますが、一番大きいのは、利子については29年、1年度おくらせてきますので、利子は29年度が最高額になります、と予想されま。29年度以降、事業をやらなければということ

ですけれども。

で、元金のほうは5年据え置きですので、33年ですかね、33年がピークで元金の償還が入ってくるということですね。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 有収率の目標ということで、お尋ねいただきましたが、現在、83ということで、将来的には90近く、大体全国的には90近くまでいっています。これに追いつきたいという感じはあるのですが、現在、進めている石綿管更新事業ということですが、さらに今度は、次の世代の鑄鉄管、これも老朽管のほうもう既に、横浜とか、大都市では既に終わっていますから、そういうのをやっていくと、86前後くらいが、28年度で、いけばいいかなという感じでは考えています。

なるべく、更新事業に加えまして、漏水調査業務、これをやって、その漏水というより、老朽化がありますので、どんどん古いところがあるということが考えられるので、早期発見して、有収率を上げたいということで考えております。

以上でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員。

植木委員 この21年度の説明資料の中の11ページなんですが、一番下に過年度損益修正損ということで、数字が入っているわけですが、その中の不納欠損処分と、過年度分水道料金調停変更と、この内容についてちょっと説明してください。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 不納欠損処分のほうなんですが、まず、破産とか倒産によって件数にして185件、金額にして729万8,311円、そのほか、大きなものとしては、死亡、本人死亡ですね、215件で317万1,140円、それから大きなものとしましては、アパートに入っていた方がですね、転出して転出

先が不明ということで、1,309件、金額にして695万6,115円、その他ということになります。

件数としましては、合計1,772件でございます。

それから、過年度の調停変更については、すみません、ちょっと資料を持ち合わせてございません。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、この中で、死亡などははっきりしていることですし、倒産とか、破産、これもやむを得ない状況があるんですが、転出で不明と、これ、何か少し追求するとか、調べる方法というのは、対応はどういうふうにやっておられたのですが。昨年度は。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 これについては、住基ネットとか、そういうものを使っているいろいろ調べて、あるいは、大家さんに確認するとかというふうな形で、追えるものは追えるのですけれども、実際には、住所を持ってこないで、要するに登録を変えないで、例えば、どこかに置いておいたまま、実家などに置いておいたままアパートを転々とするという方がいらして、なかなか住基ネットを使っても追い切れないという方がいて、そういった方について、不納欠損させていただいた。

磯飛委員長 いいですか。

植木委員。

植木委員 毎年、そういった方というのは、ある程度予想されているわけですよ。少しでも前年度のそういうふうな部分について、例えば、これ、309人ですか、1,800万円というふうな形となっておりますが、毎年、毎年少しずつわかっている部分からは回収している、そういう事例は残っているのでしょうか。

それとも、1回追って、追い切れなかったらそのままあきらめているのでしょうか。それで、不納欠損にこうつながっているのか。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 転出不明については、当然、去年、わからなかったからということで不納欠損に上げるのではなくて、何年間か追いつけて、で、3年とか5年追いつけた中で、もうやむを得ないものについては、不納欠損させていただきますけれども、当然、わからないからすぐ不納欠損に上げるのではなくて、できるだけ住所を調べるような方法をとって対応をしておりますが、今後については、できるだけ転出先がわからないということがないように形で、申し込みの段階で何らかの手続きをとりたい、確認をとりたいというような方向で、今、検討中でございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。5年ぐらいたったんですよね、通常ね。5年ぐらいうるんですよね。その結果だめならば欠損処分になってもしょうがないです。了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 2ページの3目の雑収益というところで、わからないので、不用品売却というのがあるんですけれども、21万2,573円、これはどんなものなんでしょうか。内容は。

磯飛委員長 薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 これは、鋳鉄管等の鉄くずとか、そういったものの処分でございます。スクラップ品の処分でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、水道管理課、水道施設課の審査を終了いたします。

ここでその他ということで、担当部局より報告がございますので暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

その他

(省略)

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

下水道課の審査

磯飛委員長 ただいまから下水道課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第55号の説明、質疑、討論、採決 11時11分

磯飛委員長 それでは、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 (議案第55号について説明。)
磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補

正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長（議案第60号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお伺いいたします。

君島委員。

君島委員 すいません、特定環境保全公共下水道事業債、これにつきまして、起債、7款の起債の充当率というのは、補助と単独というのは違うのか、違うのであれば、補助の場合には、補助残の何%、単独の場合には何%が充当されるのか、それだけ教えてください。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 裏負担分の地方債につきましては、補助分は90%、単独では95%ということになります。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 井口と赤田のほうなんですけれども、場所的にどの辺なんでしょうか。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 国道4号からカゴメの工場の東側と言いますが、黒磯側に折戸のほうに上がる道があるんですが、そちらからカゴメの工場の裏側、最終的に国際医療福祉病院まで下水道工事を、今年度、進めている部分の一部でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長（議案第61号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会（第四分科会）に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長（認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 131ページの浄化槽設置整備事業なんですが、説明を受けて内容についてはよくわかりました。ただ、この決算の内容はこんなふうなんですが、まだまだ、例えば、この年度に消化し切れないで、今年度に延びるような部分というのはあったのかどうかだけお聞かせください。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 一応、補助金でございますので、年度末になりましたら各業者等に通知をして、年度内に補助申請がされるもの、それから、年度を超えるものについては、調査をして、それで、補助金の決定額をつくっているものですから、翌年に延びる場合もございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 ちょっともう少し突っ込んでなんですが、どの程度、そういう延びる用地の部分というのはあったのか。件数として。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 件数では3件とか、5件とか微々たるものでございます。年度末になった段階では、すべて調整をさせていただいて、例えば、家を建てるので、次の年度にならないと完成をしないというときには、もうそれは次にという形でやらせていただいていますので。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 了解です。

磯飛委員長 委員長、副委員長にかわって私のほから質疑させてください。

今の植木委員との質問に関連するんですが、決算には直接関係しないんですけども、この浄化槽整備事業補助金の内容についてなんです、その申請件数の国・県の補助枠、件数枠とか、そういうのはなくて、申請すればすべて補助があるというような補助内容になっているんですか。

室井副委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 補助申請なものですから、あらかじめ、年度分の補助件数を想定しまして補助要望させていただきませう。ただ、5人槽、7人槽、10人槽の打ち上げについては、要望している件数とは相違はありますけれども、総額で追いつけばオーケーということで、最終は精算になります。

磯飛委員長 委員長を交代します。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、認定第6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 (認定第6号について説明。)

磯飛委員長 ここで皆さんにお諮りいたします。

昼食の時間となりましたが、このまま休憩をささず審議することをご了承いただけますか。

〔「はい」と言う人あり〕

磯飛委員長 それでは、説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 362ページにあります公課費で、消費税なんですけれども、この計算方法と受け取り消費税と支払い消費税を教えてくださいののですが。

出しているときは、借り受け消費税としているかわかりませんが、当然、使用料とか手数料の部分には消費税が入っていると思いますので。

委員長、もしあれでしたら先に進めてください。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 すみません、調べさせていただきます。

それと訂正なんです、先ほど361ページの職員給与費の中で、20名と申し上げたところ、職員は20名いるんですが、19名分がこちらになります。1名については、農業集落排水のほうが負担して

おります。

磯飛委員長 ほかの質疑を受けます。ほかにありませんか。

若松委員。

若松委員 363ページの1款2項1目の一番下なんですけれども、下水道で処分業務民間委託とありますけれども、民間委託は1件なんだか何件なんだか。あと業者名がもしわかったらお願いしたいのですが。

あとですね、357ページ、2款2項1目の下水道手数料の中で、あれなんですけれども、指定工事店登録手数料と出ているんですけれども、指定工事店というのは何件くらいあるのか、その辺お聞きしたいと思うので、よろしくお願いします。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 まず、363ページの下水道汚泥処分業者民間委託につきましては、1社でございます。見積もりをいただいて、それで契約をされており、会社名はピラミッドという会社でございます。

続きまして、357ページの指定工事店数でございますね。これにつきましては、138件でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、先ほどの363ページの下水汚泥処分業務、ピラミッドということで、これは地元なんだか、どこの会社なんだかわかりますか。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 大田原市。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 はい、了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

委員長、かわって私のほうから。

359ページ、6款1項2目、金額的にはわずか

な金額なんですけど、過料について、これ、金額は少ないんですが、内容的には重大な問題であると思います。

これについては、工事を当然している、この工事を施工した業者は市内の業者か、あるいはその業者に対して過料をいただいたんですが、そのほかで何らかの罰則を与えとか、そういった規定的なもの、規定、決まり事というのが現在あるかないか、お聞かせください。

室井副委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 過料の業社につきましては、市内の業者ではない業者です。

これにつきましては、今後、市の指定を受けるということになると2年間登録できないというものです。

ケース的には建築屋さんというか、そちらが要するに給排水について下請に出すという中で、会社が指定工事店をとっているかとっていないかをよく確認しない場合もあります。

それと、単独でやってしまうというような形がございます。これにつきましては、普及活動の一環でつないでくださいという形で歩いている中で発見をしているケースが非常に多いという。

磯飛委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする事で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号の説明、質疑、討論、
採決

磯飛委員長 続きまして、認定第7号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 (認定第7号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ございませんか。

君島委員。

君島委員 受益者負担金が予算額が約140万円、調停額が約60万円、それで、補正で減額もされていなかったという理由がなぜなのかという部分が1つですね、あと、同じく受益者負担金の調停額が942万8,000円ほどあるんですけれども、収納率が15.4%というのは、何か、どういう理由で低いのでしょうか。わかったらちょっと教えてもらいたいのですが。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 受益者負担金の予算に対するの関係でございますが、受益者負担金については、戸別訪問等を含めて支払いのほう、最終的に、最後の最後まで行っている状況でございますので、そういった部分で補正対象とはされておりません。

それから、収納率の悪い部分につきましては、当初、加入、要するに農業集落排水の加入ということで、入ってきた方々が、現在、合併浄化槽もしくは単独浄化槽でやっぴいまして、そういった方が農業集落排水を使うときに負担金を納めるということで、今は納めないというような話をいただいでいまして、それについても、本来は、最初に納める金額ということで、徴収には当たっているのですが、なかなかご理解を得られないというような状況で、なかなか集まらない状況でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 375ページの、2項1目、農業集落排水マンホールということで、先ほど説明がありましたけれども、マンホールの高さ調整ということなんですけれども、設計の段階ではこういうのはきちっとできないものなのか、聞きたいのですけれども。

磯飛委員長 舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 このマンホールの高さ調整というのは、既に下水道の設計上入れていた過去のものについて、道路課が舗装を直すという中で、舗装の設計上の高さとの相違が出た部分については、マンホールの調整リング等はずしたり入れたりして高さ調整をしている工事になります。

以上です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第7号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。ことにより異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

そのほか何か。先ほどの答弁ありますか。

舟岡下水道課長。

舟岡下水道課長 先ほど、下水道特別会計のほうのご質疑に対しての答弁が漏れていたものです。

消費税関係のことですけれども、課税売り上げということの消費税額4,252万6,983円でございます。課税仕入れ額としまして4,806万9,143円でございます。消費税納税額ということで、3,972万3,500円でございます。

以上です。

磯飛委員長 以上で、下水道課の審査を終了し、上下水道部の審査をすべて終了しました。

その他

磯飛委員長 ここでその他ということで、説明を受けたいと思います。

舟岡下水道課長 (説明あり。)

〔複数の発言〕

その他

磯飛委員長 その他のほうで、皆さんにご審議をいただきたいと思います。

事務局のほうから。

(事務局説明)

磯飛委員長 あしたまたご相談しますので、よろしく申し上げます。

散会の宣告

磯飛委員長 お昼過ぎまして、大変ご協力ありがとうございました。以上で終了します。

明日もよろしくお願いいたします。

散会 午後 零時36分

建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会（第四分科会）

平成22年9月15日（水曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長	磯 飛 清 君	副 委 員 長	室 井 俊 吾 君
委 員	植 木 弘 行 君	委 員	関 谷 暢 之 君
委 員	平 山 啓 子 君	委 員	君 島 一 郎 君
委 員	若 松 東 征 君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	田 代 哲 夫 君	都市計画課長	山 口 和 雄 君
都市計画課長 補 佐	関 谷 正 徳 君	都市計画課 都市計画係長	富 山 芳 男 君
都市計画課 開発指導係長	小 出 浩 美 君	都市計画課 区画整理係長	芳 賀 良 輔 君
都市計画課 事業担当 副 主 幹	金 田 文 男 君	都市計画課 事務所長 都市計画課 管理担当 副 主 幹	平 石 敬 雄 君
都市整備課長	須 藤 清 隆 君	都市整備課 補 佐	人 見 勝 男 君
都市整備課 都市整備係長	鹿 野 伸 二 君	道路課長	若 目 田 好 一 君
道路課長 補 佐	君 島 勝 君	道路課 建設係長	室 井 正 幸 君
道路課 用地係長	臼 井 一 之 君	道路課 河川係長	吉 澤 克 博 君
建築指導課長 兼 参 事	竹 沢 茂 君	建築指導課 参 事	塩 原 広 行 君
建築指導課 指 導 係 長	釣 卷 正 己 君	建築指導課 審 査 係 長	松 本 正 彦 君

出席議会事務局職員

書 記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 議

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
- ・議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

決算審査

- ・認定第 1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔道路課〕

- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

決算審査

- ・認定第 1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

磯飛委員長 改めまして、おはようございます。

この間までの暑さがあつという間に涼しくなったというか、寒くなってきたというようなことで、何事ものどもと過ぎれば何とやらで、この間の暑さも忘れがちになってきた季節、気候になってまいりました。

本日は建設部の審査ということで、慎重なる審議を昨日に引き続きお願いしたいと思います。また、委員各位には円滑な進行へのご協力をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、散会前に引き続き、建設水道常任委員会を開催いたします。

本日は、建設部の審査を行います。

都市計画課の審査

磯飛委員長 これより、3、審査事項に入ります。まずは建設部長のごあいさつをお願いいたします。

田代建設部長（挨拶。）

磯飛委員長 ありがとうございます。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 それでは、ただいまから建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第四分科会に切りかえ、都市計画課の審査を行います。

それでは、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長（認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の意見、質疑等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 212ページの8款土木費の4項2目、先ほど説明があつたんですけれども、土地区画整理事業の中の物件移転等の補償ということで金額並びに件数は出ているんですけれども、これはどの辺の場所なんだか、もし明確にわかりましたらお願いしたいと思います。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 それはお手元に地図をお配りいたしまして、ちょっとわかりやすいように。よろしいでしょうか。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 それと、8款土木費の中の4項1目都市計画総務費の中の委託料で、208ページですね。8款土木費の中の4項1目都市計画総務費の中の一番下なんですけれども委託料、景観色彩ガイドライン策定業務ということなんですけれども、これは全体のガイドラインといたらどの場所とかというのを区別してやっているのかどうか、それが全体のあれなのか。その2点お伺いします。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 位置につきましては、お手元の地図によりまして、本日、区画整理事務所長が出席していますので、ご説明をさせていただきます。

磯飛委員長 芳賀区画整理事務所長。

芳賀区画整理事務所長 21年度の補償の物件につきましては、赤い表示で建物がされているというようなことでございますけれども、これのすべて

の金額ということになります。

以上です。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 208ページの委託料の景観色彩ガイドラインの指定しました範囲ということかと思えますけれども、内容的には条例に基づきまして色彩のガイドラインを設置したということですので、作成の中身といたしましては全域の分のということになっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 それでは、208ページのただいまのところとも関連するんですが、屋外広告関係の役務費の保険料ですね、違反広告物除去推進ボランティア保険というものが出ておりますので、この推進ボランティア保険に入れるということでその業務の内容と、それから違反広告物、結構、もちろん市内の業者では条例に基づいた広告物しか設置していないんだが、市外の広告業者が割と知らん顔して立てていくと、こういう話も耳にしておりますので、この辺での違反広告物の摘発状況、これもあわせてお願いしたいと思えます。

それから、212ページの先ほどの物件補償のほうで農地の休耕補償の件なんですけれども、24件ということですが、こちらの農地の状況、積算はどのように行われているのか。その内容の2点お願いいたします。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 それでは、屋外広告物に関しまして、その団体等の中身と実際にやっています概要ですか、これにつきましてですが、内容的には推進団体ということで、那須塩原市市民参加型違反広告物除去推進制度要綱というものがござい

ます。これに認定された団体が先ほどの広告物の資格に当たるといってございましてけれども、内容的には推進員が10人以上ということで、1年を超えない期間でもってやってございます。現在、5団体がございます。

内容的な部分でございまして、条例で掲出が禁止された物品に貼られました張り紙、それから張り札、それから不法広告旗、立て看板等の除却ということで、どちらかといいますと、簡易な部分の除却の権限を移譲してやっていただいているという形でございまして、主に環境教育上の点から参加されるボランティアの団体というのは、正確になっていたかと思うんですが、どちらかといいますと、幹線道路沿い上の電柱の張り紙の除却に当たっていただいております。この内容でございまして、この5団体の中で実施回数、トータルしますと12回ほどやってございまして、除却の枚数が約500枚程度、参加の延べ人数ですが、約140名ほど参加をされているということでございます。これらのために先ほどの保険ということになれば保険料を掛けているという形になります。

それから、このほか屋外広告物の実質的に行政側でやります除却というようなことで、違反のパトロールを実施してございます。これは、主に年2回ほどでございますけれども、那須塩原市でいいますと、主な県道大田原・高林線、それから矢板・那須線、この路線につきまして2日ほど県・市のほうと一緒にしまして違反広告物のパトロールを実施してございます。内容的には、除却を4枚、それから指導が2件、もう1日のほうが指導が5件ということでございます。実質的には除却が4枚の指導が7件ほど実施したということになってございます。

それから、農地の休耕地の補償の算定につきま

しては、所管から説明をさせていただきます。

磯飛委員長 芳賀区画整理事務所長。

芳賀区画整理事務所長 農地休耕補償の補償算定の基準につきましては、過去3年間の自主流通米の平均価格ということで認定補償してございます。

以上です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 211ページの8款土木費、2項2目土地区画整理事業の中の工事請負費ということで先ほど説明をいただいたんですけども、これは主に地元の業者という形で受けていいのかどうか、それとも地元以外の業者が入っているのか。もしわかりましたら。難しいかな。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 この38件につきましては、金額的にごらんいただいて130万円以上と130万以内の2つに大きく見ますと分かれるということでございます。内容的には、130万以内のものも以外のものにつきましてもまずは市内の業者ということでございます。それと、主にその130万以内のものにつきましては、さらに東那須野地区と申しますか周辺、言うなら区画整理事業の近隣の事業者を選んでお願いをしているという形になっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 210ページ、8款土木費4項2目の土地区画整理事業の真ん中あたりに広告料、区画整理地・保留地・宅地公売情報掲載というところがあるんですが、情報掲載をしてきている。売れないので残っているところを指摘しているんだと思

うんですが、去年あたり売れたところが何区画があるのか、余計な質問で悪いんですが。

それと、その手数料で保留地価格変動率査定業務、この辺去年聞いたような気はするんですが、これしばらく保留地になっているんで価格が変動したためにもう一回査定し直す価格なのかどうか。それについては、その査定価格というのは平米幾らとか坪幾らとかそういうことで査定するのか、あるいは一定の料金金額が決定されているのか。その2点についてだけお伺いします。

磯飛委員長 答弁の前に、植木委員の最初の質問は特別会計のほうに含まれる部分かと思しますので、その段階でご説明をいただきたいと思しますので、そのほかについて。

〔「了解です」と言う人あり〕

磯飛委員長 あと1件あったと思うんですが。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長 では、広告料のほうだけちょっと説明させていただきます。

とりあえずこの広告料で使った保留地の公売を推進したいというようなことで、情報掲載というようなことで、インターネットサイトに掲載をしているものでございまして、1年間かけてやっているというのがこの料金というふうになってございます。

あと、保留地の区画変動率の査定業務ということですが、これにつきましては、保留地が毎年度と申しますか、地価ポイントでもって当然変動がございまして、その変動の率を査定して毎年の公売の額に反映させているというようなことで、その業務をやってございます。内容は、単価としましては平米単価ということで査定はしてございますが、その金額的な部分は……、

〔「わからないですね」と言う人あり〕

山口都市計画課長 例えばこの12万6,000円で建

てました、査定業務でもって幾らのものがどのようになっただかという査定の中身……、

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 査定率があって、結果的にある程度平米を掛けて金額が、この査定業務の金額が出てくると、そういうことでよろしいんですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 そうです。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そういうことだね。そうすると、単価が当然あるわけだと思うんですが、平米幾らとか。

了解です。全部同じじゃないからね。一応そういうふうことで進めていると。了解です、わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しま

した。

認定第8号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、認定第8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長 (認定第8号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

先ほど植木委員の。

植木委員。

植木委員 そうすると、この4区画が結果的にそういうことということですね、了解です。

平米数をもう一回、ちょっと聞き漏らしたので。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 平米数ですと440.57㎡。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 平米で、4区画で。こんなものなんですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 ええ。これは内容的には4区画の内訳でございますけれども、通常で言っています一般地先保留地、これが1カ所でございます。これが369.90㎡でございます。残り3件につきましては地先保留地ということで、面積が非常に小さいものでございまして、1.3平米当たりから40平米ぐらいのものになってございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、都市計画課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時42分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

都市整備課の審査

磯飛委員長 ただいまから、都市整備課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 (議案第55号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補

正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 （議案第66号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定につ

いては、原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第四分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 （認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 歳出で8款土木費、221ページですが、住宅関連のことなんですが、この真ん中あたりに烏ヶ森住宅火災現場解体工事というのがありまして、その下に島方団地解体工事、これがそれぞれ何棟ぐらい解体したのかお伺いいたします。

それと、そのちょっと下のほうに補償金で市営稲村団地1号棟入居者移転に伴う移転補償10件とあるんですが、移転するのは何か自分で自分の費用で移転していくような気がするんですが、移転補償10件というのはどんな内容のものなのか、それについてお伺いいたします。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 先ほど委員から質問がありました、まず、烏ヶ森住宅火災の解体につきましては1戸になってございます。島方団地につきましては長屋形式になっておりまして、5戸の解体工事となっております。

それから、補償金になりますが、稲村団地1号棟につきましてはアスベスト等が発見されたものですから、その立ち退きということで10戸の移転に伴い補償を支出しているものでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、この稲村団地については、この棟と同じような年度に建てたものはすべてアスベストが該当している建物であると、そういうふうなことで今後もこういうことがあるのかどうかちょっとお伺いいたします。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 アスベストが検出されたものにつきましては、この稲村1号棟のみとなっております。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 のみね、了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 218ページ、これは公園ですね。公園費の4項6の一番下の委託料で、設計測量監理委託料で烏ヶ森公園わんぱく広場測量実施設計業務では100万近く出ているんですね。その右側に、219ページに工事請負費で烏ヶ森わんぱく広場遊具撤去及び緑化ブロック設置工事というのは、これは関連しているんですかね。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 平山委員がおっしゃるとおり、このものについては同じものになります。

〔「内容は」と言う人あり〕

須藤都市整備課長 わんぱく広場の遊具撤去及び

緑化ブロックの工事につきまして設計委託したものがここで言います98万7,000円になります。それに基づきまして工事いたしましたものが301万3,500円ということになってございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 これはあれですか、今までの古いのを撤去して、新しくその緑化ブロックで何か遊具を新しくつくるといことですか、よくわからないんですけども。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 遊具につきましては古いものを撤去で、緑化ブロックにつきましては入り口部分のり面が崩壊したところがございます、その復旧ということで緑化ブロックで復旧した工事になってございます。

以上でございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 220ページですけども、住宅管理費、市営住宅管理費なんですけれども、ここでいろいろな修繕費とか出ているんですけども、市営住宅がありますよね。その一応駐車場の管理とかそういうものの状況はどのようになっているんでしょうか。金額的なことではないんですけども、それを聞いて大丈夫ですか。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 駐車場の管理……、

〔「整備とか」と言う人あり〕

須藤都市整備課長 整備につきましては、改めてその駐車場ということは整備していないんですが、空き地にうちのほうで許可をいたしまして、住んでいる方がそこにとめているという形になってございます。ですから、駐車場で整備というか、普通に敷地で砂利とかそういう形での、何ていうんですか、整備というか……。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員　そうですね、たまたまその住宅でも1台が原則なんですけれども、県営にしても市営にしても。そうすると、今、一家で2台とか3台となる可能性があるじゃないですか。そういうときに、駐車場が満杯になるとかそういったときに置き場所がなくてちょっとあっちこっちに点在して、ちょっと違法じゃないですけども、苦労している世帯の方がいるんですね。今、空き地、許可がある空き地って言いましたよね。

磯飛委員長　須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長　空き地といいましてもその敷地の中で駐車可能なスペースということになります。

磯飛委員長　平山委員。

平山委員　そうですか。そうすると、あくまでも原則1台なんですけれども、たまたま三島の市営住宅なんですけれども、あそこの後ろがこういうふうにならなくなって、ちょっとあそこが草ぼうぼうになっていて、結構あそこがちょっと敷地があいているので、例えばそういうところを整備してもちょっととめるようにするとか。

たまたま隣に県営住宅の方がいらして、県ですから県の方が市営に駐車できるということはまずは禁止なんですけれども、たまたまあいているので、中には市営住宅の人の中でもかなりのベテランさんがいて、その人の顔で結構いいよなんていう感じでやっているというのも聞いて、すごく困っている方もいるんですね。だから、そういう方のためにもうちょっとこの整備をしても広くできないかなというふうな感じですけども。

磯飛委員長　須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長　原則、市営住宅につきましては1世帯1個ということでやっておりますので、改めてその駐車場を、土地を購入するかちょっと

わかりませんが、整備については今のところ考えてはございません。

磯飛委員長　平山委員。

平山委員　そうですか、わかりました。

磯飛委員長　あとはないですか。

若松委員。

若松委員　地元のことを聞くんですけども、先ほどの222ページ、8款土木費の中の5項2目住宅管理費の中の中段の鍋掛団地ということで、4カ所くらい修繕して11件と出ているんです。空き家修繕ということなんですけれども、あそこの建物はかなり老朽化していると思うんですけども、まだこのまま修繕して継続で貸し出しは続行していくんだかどうか、その1点。

それから、214ページ、8款土木費の4項4目街路整備事業の中の3・4・1本郷通り道路改良事業30事業の中で委託料、JRアンダー工事の施工に関する協定ということで繰り越し分が出ているんですけども、これはどんなふうな形で、工事がおくれていてこうなのかどうか、その辺ちょっとわかりましたらご説明願いたいと思います。

磯飛委員長　須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長　まず、ご質問のありました鍋掛団地につきましては、今後とも修繕等手を加えまして貸し出しをする予定でございます。

磯飛委員長　若松委員。

若松委員　かなり老朽化はしていますよね。

磯飛委員長　須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長　ある程度先ほどの空き家修繕とかそういう形で手を加えまして改修してございますので。また、公共下水道にも接続したところでございますので、今後とも有効利用ということで貸し出しをしていきたいと考えております。

それから、先ほどありましたJR、214ページになりますが、3・4・1本郷通りのJRにつき

ましては、これにつきましては、今JRのアンダーの工事につきまして、あの工法が一時期東京で事故がありまして、それに伴いまして工期延期になったものですから、それに伴います繰り越しという形になっております。

以上です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 あのアンダーの件で、予定はまだ未定なんですか。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 アンダーの直下部分につきましては、ことしの10月にJRの工事は完成する予定です。ですから、その前後につきまして、今年度この予算、認可いただいておりますが、雨水のつけかえ等を行いまして、来年度から本格的な前後の道路改良が入ってくる形で、目標としましては、本線につきましては24年度の上期には開通ということで予定をしております。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 大した話じゃないんですけども、218ページの公園費のところ、帰属公園は今那須塩原はどのぐらいあるか、数はわかりますか。

磯飛委員長 鹿野都市整備係長。

鹿野都市整備係長 では私のほうから。346だったと記憶していますけれども、350弱ということをお願いしたいと思います。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 結構です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 先ほど係長からも350幾つということでお話がありましたが、22年3月31日現在につきましては、323カ所になってございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 222ページなんですけど、住宅管理費、5項2目で島方団地、先ほどの若松委員が聞いた鍋掛団地の下なんですけど、この移転先等修繕ということで101万5,350円の計上があるんですけど、引っ越して移転先へ行っちゃったところまで修繕が何かこれ市でしたのかどうか。ちょっと何かこの文章だとそういうふうにとれるんですけど、この辺お聞きします。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 これにつきましては、既に用途廃止をいたしました東小結団地という市営住宅があったわけなんですけど、そこから島方団地に引っ越されるというか、移転していただく方がありましたので……、失礼しました。

磯飛委員長 人見都市整備課長補佐。

人見都市整備課長補佐 島方団地、先ほどお答えしましたように、1棟5戸火災になりまして、その中に2戸入居していた方がおられるんですよ。その人が島方団地内に、ほかのほうに、団地内のほかのほうに移転するために、その移転先の修繕を行ったものです。

〔「アスベストの問題じゃなくて」と言う人あり〕

人見都市整備課長補佐 じゃなくて、火災になっちゃって、その火災になったところの5戸は取り壊したんですよ。その中に2戸入居者がいたんですね。その人も同じ団地内に移転してもらったと、相当壊れていたので修繕したと。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 1棟で5戸が一緒になっているうちの火災の影響は3戸ぐらいなんですけれども、それを3戸切って残りはというわけにはいかない

ので全部解体する、その中の2戸について入居者がいたので移転をするために、こちらの都合ですからうちのほうで修繕をして入れるという格好で。

〔「それが島方団地のほうから」と言う人あり〕

田代建設部長 そうなんです。島方団地から島方団地へ移転。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 別なところへね。何か、どこかへ行ったくらいでその先まで修繕したのかなと。はい、了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 先ほどの続きで申しわけないんですけども、218ページの都市公園の管理運営ということで、西那須野地区に都市公園が13カ所あるというふうに書いてありますけれども、なかなかその都市公園と最初にもう決められたところはいじったりとか変更は厳しいというんですけども、現に同じ都市公園という名前がついていても公園らしい役目をしていないというか、そういった場合の見直しみたいのは先々計画はあるんでしょうか。

磯飛委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 都市公園につきましては、都市計画決定なり、もしくは告示行為ということで都市公園法に基づきまして都市公園ということで供用開始してございまして、それを例えば面積を減らすとかについてはなかなかその県のほうの認可がない状況にはなっております。

〔「県なんですな」と言う人あり〕

須藤都市整備課長 協議をいたしまして。ですから、もしやるとすれば違うところ、例えば面積をどこかで減らせばどこかをふやしてくださいという形の指導を受けますので、なかなかその都市公

園をほかの公園に、例えば廃止するとかというのはなかなか事務的には難しいものとなっております。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 西那須野地区については、小さいやつまで都市公園になっているということで、現実的には都市公園というのはそういうものではない部分があるので見直しをしたい部分はあるんですけども、先ほど言ったように、全体的な都市公園、都市公園というのはやはり避難場所とかそういう指定の部分がありますのでなかなか見直しするというのは難しい部分はあるんですけども、そこら辺は今後検討していかなくちゃならない部分があるので、全体的な部分で考える。西那須野地区だけじゃなくて市内全体の都市公園という面積で考えて、ふやすところがあれば都市公園から外して普通の公園にするとかという部分もできるので、市全体として考えなくちゃならない部分がありますので、それは今後検討する余地がある部分だと思います。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、都市整備課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部の入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

道路課の審査

磯飛委員長 ただいまから、道路課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

若目田道路課長。

若目田道路課長 (議案第55号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお伺いいたします。

君島委員。

君島委員 それでは、7ページの緊急雇用創出事業、これにつきましては道路清掃というこれくらいしか出てこないの、早いうちだったら草刈り等もぜひやってもらいたいと思うんですけども。除雪の関係もここへ入るんですか、それとも何を6カ月間やってもらうのと、どこへ、シルバーとかそういうのにしちゃうのかどうなのかというふうに。

あと、もう1点は、先ほど国庫補助のほうで、9ページなんですけれども、社会資本整備総合交付金事業、50%ほど国庫補助もと、それに合わせて地債も補助も減額にはなっているんですけども、ちょっとこれ大もとの計画のおくれはどのくらいになりますか。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 1点目の緊急雇用創出事業でございますが、これにつきましてはそこに清掃業務というふうに記載してありますが、10月からの予定でございますので、当初10月のうちは草刈り業務等もやっていただくというようなことで、あとは道路のパッチング等の通常の維持の補助等も3名予定しておりますので、それも受け付けさせていただきます。あと、除雪については、朝早い除雪は時間的な関係で無理かと思うんですが、通常の時間の範囲であればそれらの補助も受け付けてもらうということで、雇用者につきましては通常の普通の離職者というんですか、シルバーではなく通常のハローワーク等に照会しまして、離職者を採用する予定で考えています。

第2点目、社会資本整備総合交付金事業ですが、これかなり減額になっておりまして、当然減額になりますと、その年度、各路線の年度割が当然変

更になりますので、事業のおくれとしては2年とか3年とか、長いものでは新南下中野線の道路につきましては10年と予定していたものがそれ以上に延びてしまう可能性も考えられるということでございます。

以上です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第四分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

若目田道路課長。

若目田道路課長 (認定第1号について説明。)

磯飛委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、ここで皆さんにお諮りしたいと思います。

このまま続行するか、食事休憩をとるか。

〔「続行しちゃいましょう」と言う人あり〕

磯飛委員長 わかりました。

説明が終わりしましたので、各委員の質疑、意見等を受けます。

平山委員。

平山委員 187ページです。工事の土木事務推進費の一番下の補償金、那須疏水の汚水放流損害賠償15万というのが出ているんですけども、この内容を教えてください。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 これにつきましては、那須疏水のほうに側溝からの、道路側溝からの排水を放流しております。その迷惑料というんですか、そういうような形で昭和52年ころには100万円を支出しておりまして、その後、公共下水道の整備に伴いまして排水量も少なくなったということで、このときには、平成21年度から15万円ということになっておりまして、その前、途中で何年か減額になっておりますが、そういった中で迷惑料的な意味合いで補償をしているものでございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 これはちょっとこれから21年度から毎年15万。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 この15万円につきましては、平成21年、22年、23年ということで……、失礼しました。5年の見直しということで5年間はこの額ということで契約をしております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 そうすると、その側溝から何かを流しているというのは、それはとめることはできないんですか。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 公共下水道につきましては、下水道課のほうで水洗化普及をしているわけですが、側溝、その中で普及がやっぱり水洗化率は80%ぐらいしかいないという状況だと思んですが、その家庭から出ているやつをとめるわけにはやっぱりいかないと思いますし、その側溝を疏水に流さないと水があふれてしまいますので、そういったことをとめることはできないと思います。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 その5年間のうちに下水道課のほうで何らかの対応をすればということは厳しいんですか。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 水洗化率が100%になれば可能かと思いますが、なかなかいろいろな、つないでいない方は事情ございますので、建てかえ予定とかですね。

額はだんだん下げていきたいというふうには考えておりますが、ゼロになることはなかなか難しいかなというふうに考えております。

平山委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 歳入で2点ほど伺います。

10ページの土木使用料の道路の占用料ですね。

これわかりやすいところで電柱なんでしょうけれども、何本ぐらいあるのか。あるいはもしくは単価でもいいです。

それから、31ページの不動産売り払い収入のところで、道路課所管が2件ですか、今回は。これについて内容をお示しいただくと、この残地であったり市有地であったり各所管でお持ちだと思っただけですけども、その辺の管理というか、その売買に対する管理というかそういうものが、ちょっと総務的な話になっちゃうんですけども、一元的な管理がされているのかと、それもあわせてお聞かせください。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 まず、占用料について説明をさせていただきます。

占用につきましては、先ほど申し上げましたように、東電、NTT、一般電灯が主なんですけれども、東電から申し上げますと、東電につきましては1本電柱1,000円ということで、電柱が1,526本ございます。そのほか小柱とかいろいろございまして、トータルで東電からは占用料として275万5,248円、あとは認定外道路等につきましては使用料ということで入っておりますが、これにつきましては電柱が119本ですね、16万2,498円というのが主な東電のものでございます。

続きまして、NTTでございますが、NTTにつきましては、電話柱ということで、単価は930円ということで、東電とは単価が若干下がります。それで、本数につきましては電柱993本、その他管路等がございまして、これが大きなものでございまして、15万1,240.8mということで、約151km入っております、これが1,500万弱ということで大きくなってございまして、NTTからの占用トータルで1,662万612円と。あと、その他NTTの私用のものがございまして18万7,236円。あとは

そのほか一般のものでございます。一般の方の占用ということでございます。

あと、先ほどの払い下げでございますが、払い下げにつきましては、まず、西那須野の永田町地区で払い下げが1件ございまして、これにつきましては、隣接地の所有者ということで払い下げをしたものでございます。あとは、もう1件は上大貫でございますが、これが1件ございました。この上大貫につきましても隣接地の所有者ということで、定期的な管理ということで。あともう1件は折戸でございますが、折戸につきましても同じように隣接地の所有者、全部隣接者なんです。あともう1件は沼野田和の認定外道路の払い下げがございまして、払い下げにつきましては、公共的な公共物につきましては4件。

あとは市有地ですが、これにつきましては、阿波町のほうでございまして、残地ということで払い下げを購入したものでございまして、これの一定的な管理ということでございますが、うちのほうもできれば総務のほうでやっていただくという方向もあろうと思うんですが、総務のほうでもかなりボリュームが多くなってしまおうというようなことで、それぞれの行政財産というんですか、普通財産については総務のほうなんです。そういうことでなかなか難しい面がございます。

単価、払い下げする場合には総務のほうに合議をしまして、単価等につきましては統一化できるように、課税額とか算定額とかを参考にしてやっていますので、そういった統一は図られるかと思いますが、所管はそういうことで別々にやっております。

以上です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 その払い下げ関係なんですけれども、公共用地買収をして実際に事業が行われて残地が

発生して、それを隣接の方に買っていただくというパターンになるのが多いんだと思うんですけども、これに関しては、用地買収をして、当然事業計画があるわけですから残地の形状、面積等も出ている中で、これは速やかに大体そういう契約がまとまっているのか、やはり数年かかりながら、多分たくさんそうした残地は抱えているんだと思うんですけども、その辺に関しても常々そうした交渉といたしますか、使い道があるほどの面積だったら残地とは言わないでしょうから、そういう部分に関しての交渉とかもやはりちりも積もればじゃないですけども、細かいものもたまるとあれかなと思うんですが、その辺はどのような対応をされているのかだけ最後聞かせてください。

磯飛委員長 若目田道路課長。

若目田道路課長 当然、今、関谷委員がおっしゃられましたように、土地を遊ばせておくのはもったいないということでございますので、私も昨年西那須野中央通りを担当しておりまして、中央通りの整備に伴って残地が七、八カ所あるんですが、積極的に働きかけをして向こうからお願いされた部分もありますけれども、残地については隣接地権者に買収をしていただくというようなことで勧めたりもしました。まだ道路事業の中でそういった残地があるものにつきましては、当然今おっしゃられましたように、どんどん働きかけて残地が有効になるような形で進めていきたいというふうに考えています。

関谷委員 オーケーです。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、道路課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

続いて、執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 零時 13分

磯飛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

建築指導課の審査

磯飛委員長 ただいまから、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第四分科会に切りかえ、建築指導課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長（認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

平山委員。

平山委員 189ページの木造住宅の耐震診断、耐震改修の件なんですけれども、これは昭和56年以前の対象なんですけれども、那須塩原市においては一応何戸出ているんですけど、対象の件数。

磯飛委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 こちらは、那須塩原市の耐震改修促進計画というのがございまして、その中で全体戸数として一応500戸でございます。500戸はいわゆるその対象という形で。こちらは27年度までに耐震改修率を90%に上げるという目標のもとにやっております、その中で500戸の分を改修するという形になります。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 相当件数があるんですけども、これはたまたまどちらも2戸の申請しなかったということなんですか。

磯飛委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 こちらは、こういったPR等に努めているわけなんですけど、昨年度につきましては、診断と改修につきましても2戸、2戸で

ざいました。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 そうすると、やはりこれは個人負担ももちろんあるわけなんですけれども、これがある程度行く行くは市で全額公費で負担するというような計画は今のところありませんか。

磯飛委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 こちらにつきましては、国庫補助、それから県費補助の関係もございまして、基本的に当然個人の負担分も含めた形で枠組みができておりますので、全額補助というのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

磯飛委員長 ほかにございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で建築指導課の審査を終了し、建設部の審査をすべて終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会の宣告

磯飛委員長 以上で、建設水道常任委員会に付託されました案件及び決算審査特別委員会第4分科会で審査すべき案件についての審査はすべて終了いたしました。

閉会 午後 零時30分